

## 第20回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

### 第1 開催日時

平成24年12月10日(月)午後3時～午後5時

### 第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### [ 委員 ]

石井佐和, 石津隆生, 江種則貴, 木村光寿, 佐藤元宣, 杉本正樹, 関根澄子,  
原田慧子, 原田武彦, 藤井紀子(五十音順, 敬称略)

#### [ 説明者 ]

奈原新二事務局長, 小鹿野智首席家庭裁判所調査官, 明比清豪家事首席書記官,  
原田浩一少年首席書記官, 佐藤文俊次席家庭裁判所調査官, 渡邊久治次席家庭裁  
判所調査官, 松嶋修二主任書記官

#### [ 事務担当者 ]

今田勝己総務課長, 齊藤弘憲総務課課長補佐, 池田亜依事務官

### 第4 議事

#### 1 開会宣言(総務課長)

#### 2 委員会の傍聴についての報告

本日の委員会に広島弁護士会地家裁委員会バックアップ委員会から2人の委員が傍  
聴する旨報告

#### 3 議事

「家事事件手続法の運用に関する広島家庭裁判所の取組」について

#### [ 委員長 ]

平成25年1月1日から家事事件手続法が施行されることとなった。これにより,  
家事審判及び家事調停の実務としては, 手続の透明化, 適正手続の保障の実現に向  
けて大きく変化することになる。

新しく施行される家事事件手続法においては、家事調停委員や調停事件の当事者が、事前に相手方の言い分や争点を把握して第1回調停期日に臨むことができるようにするという配慮から、家事調停の「申立書」の写しが原則として相手方に送付されることになる。また、運用面において、申立人からは「申立書」以外に「事情説明書」の提出を求めたり、相手方からも申立書に対する意見書等の提出を求めたりすること等を考えている。

広島家庭裁判所においては、それらの運用を含めて、最終的な準備作業を進めているが、現段階で、手続に関する具体的な内容が、調停を利用する国民にとって本当に利用しやすいものとなっているかどうか、更に改善や工夫すべき点などについて、広島家庭裁判所委員会の各委員から、国民の目線に立った御意見を伺いたいと考えている。

まずは、事前に配布した離婚調停における相手方に送付する書類一式について、相手方の立場から見て分かりやすいものになっているかどうかなど、忌憚のない御意見を伺いたい。

[ 委員 ]

どこに何を書くというのが非常に明確になったスタイルになっていると思う。

[ 委員 ]

添付書類の一覧に、申立人がどのような趣旨で申立てを行っているとか、意見書等は、あなたにこのような趣旨で書いてもらうものである等の簡単な説明を添えた方がよいと思う。

[ 委員 ]

「事情説明書（夫婦関係調整）」の「3 現在の生活状況」欄に、「それぞれの同居している家族について記入してください。」とあり、注釈には「申立人と同居中の場合は相手方欄に記入してください。」と記載されているが、これらがどのような意味なのかがよく分からなかった。

また、法律用語として、「手続保障」という言葉の意味がよく分からなかった。

[ 委員 ]

「離婚調停の手続の流れ」の「申立て」のところに、「相手方の住所地を管轄する裁判所に直接提出又は郵送」とあるが、例えば別居していて、申立人が県外というような場合でも、相手の住所地を管轄する裁判所に申立書を送らなければいけないのか。

[ 説明者 ]

調停事件の管轄については、家事事件手続法で定められており、相手方の住所地を管轄する裁判所に申立てをするという規定になっている。例えば、山口市に居住する方が、広島市に居住する方を相手方にするときには、広島の家裁裁判所に申立てを行うことになっている。

[ 委員 ]

規定上というのは分かるが、なぜ、そのような規定になっているのか教示していただきたい。

[ 説明者 ]

そこは法律に記載されていないので、個人的な考えであるが、手続を行うに当たっては、申立てをする方に手続遂行の役割を担っていただくことと、調停は話合いのテーブルに双方が着くということが大前提になると思われるので、そうであれば、相手方の出頭しやすいところで調停を実施するという事ではないかと思う。

[ 委員 ]

申し立てる側からすると、自分に管轄があるところで手続を行う方が利便性が高いと思う。先ほどの理由もよく分かったが、意見として申し述べておく。

[ 委員長 ]

補足すると、話合いはどこかの一つのテーブルで行う必要があり、申し立てる側が話合いをしたいというのであれば、まずは相手のところに申立てを行うことになる。

その後、申立人の住所地を管轄する裁判所で調停を行った方がよいという事情が

あれば、移送の申立てをしたり、あるいは手続の中で電話会議などを活用したりすることが考えられる。

[ 委員 ]

例えば、幼少の子がいてどうしても行けないとか、病気で行けないということであれば、「上申書」を提出することができる。裁判所は、それらの事情を考慮の上、本来の管轄ではない裁判所で調停を行うという決定をして、調停手続を進めることがある。

[ 委員 ]

申立人と相手方の区別について、書類を突然送られてきた相手方にとっては、少し分かりにくいのではないかと思われる。

「調停申立書」にある「申立ての趣旨」の「円満調整」という項目は、希望する方がそれほど多くないと思われるので、必要ないと思う。

「調停申立書」の「申立ての理由」にある「申立ての動機」では、いろいろな選択肢があるが、例えば、夫が働かない、収入がないというような理由も必要ではないか。

「事情説明書（夫婦関係調整）」の中に、申立人と相手方の生活状況、職業、収入、財産の状況など、細かく分けて書くようになっているが、このように財産の状況などを明確に分けることができるのかが疑問である。また、相手方の資産が明確に把握できない場合には、どのように記入するのかという説明を加えた方がよいと思う。

「調停期日通知書」を見ると、通知した日時には、都合が良かろうか悪かろうか必ず来なさいというようにしか読めない。都合が悪いときには、どのようにすればよいのか説明がほしい。

[ 説明者 ]

調停申立書にある「申立ての趣旨」の「円満調整」の欄については、離婚ではなく、円満に元のさやに戻る方向で調停を求めるといった意味合いである。数は離婚の

調停ほど多くはないが、少ないながらも事件としては存在している。

「事情説明書（夫婦関係調整）」における財産状況については、申立人と相手方のそれぞれが認識している範囲で記載すればよいと考えている。書きにくい場合に、どのように説明するのかという点は、御意見を踏まえて検討させていただきたい。

「調停期日通知書」について、指定された日時に出頭が難しいという事情があれば、同封している「進行に関する照会回答書」に記載していただき、次回以降の調停期日を調整させていただくという進め方を考えている。

[ 委員 ]

「離婚調停の手続の流れ」を見ると、調停期日の1箇月くらい前に裁判所から相手方に送付して、2週間前までに意見書等を返送するということであるが、「事情説明書（夫婦関係調整）」における財産状況に関しては、専門家に相談したいという方も出てくると思う。

その場合に2週間という期間は非常に短く、期限内に提出できるとも限らないので、提出が遅れてもよいとか、分かる範囲で差し支えないことを、もう少しどこかに強調して記載すべきと思う。

また、調停期日に出頭しないとどうなるのか、そもそも出頭する義務があるのかわからないということも記載すると当事者に分かりやすいと思う。

[ 委員 ]

多くの書類の記載の在り方について、裁判所に行って相談することができるのか。

[ 説明者 ]

不明な点があれば、担当の書記官にお問合せいただければ説明させていただくが、書かれる内容に関しては、裁判所として助言をすることはできない。

[ 委員 ]

「調停申立書」の「申立ての趣旨」にある「相当額」の意味が分からない。

また、「進行に関する照会回答書」にゴシック体で「調停は平日しか行われません。」と記載されているが、相手に出頭してもらうために、土日に変更することは

できないか。

[ 説明者 ]

「相当額」というのは、具体的な金額を決めているわけではないが、自分たちの事情に応じて、ふさわしい額を請求したいという意味合いで設けられたものであり、具体的な金額は、調停手続の中で調整していくことになる。

裁判所の開庁日は、月曜日から金曜日となっているため、土日に調停を行うのは困難である。

[ 委員長 ]

次に、最初に行われる申立人に対する手続説明について、忌憚のない御意見を伺いたい。

[ 委員 ]

インターネット上に書式の記入例を説明したホームページなどはあるのか。

[ 説明者 ]

現状では、窓口での申立人に対する手続案内に使用する書類一式をホームページ上に掲載するところまでには至っていない。

[ 委員長 ]

定型の「申立書」については、最高裁判所からインターネットを通じて広報している。しかし、懇切丁寧な記載例まで用意されていないと思われる。

[ 委員 ]

申し立てる側からすると、極力早く手続を終えたいというのが要望としてあると思う。調停の申立ての際に、調停の成立や不成立までの回数や裁判になった場合に何回ぐらいで判決になるなど、回数の目安を教示してもらえないのか。

[ 説明者 ]

現時点では、そのような数字がないので、手続説明の際に盛り込むことは難しい。

[ 委員長 ]

補足すると、ケースによって、もっと長く続けたいという希望を出される当事者

もいれば、早くやめたいという方もいる。その中で、調停委員がもう少し煮詰まる可能性があるかどうかということを含めて調停手続を進めていくことから、大体何回とか、平均いくらとかを一概に言うことはできない。

[ 委員 ]

弁護士としての経験では、まとまるときは三、四回ぐらいでまとまるという話をするし、三、四回ぐらい調停を行うと大まかな争点というか、歩み寄れないところが見えてくるので、そこで平行線のまま終わると、調停も終わるのではないかという話をしている。

[ 委員 ]

調停の申立ての段階では、相手方の意向も分からないので、普通は何回ぐらいあるということは言いようがない。ただ、調停が続いていく中で、一体この調停はどこまで続くのだろうかというような疑問を持たれることは確かにあると思われるので、裁判所としては、調停委員会の方で今後の見通しをできるだけ示すようにしていきたいと考えている。

[ 委員 ]

本来、婚姻費用を支払ってもらえる立場にあるのに、全然もらっていない方がたくさんいる。調停申立ての手続教示の際に、婚姻費用などの支払を受けているかどうかを聴取して、支払を受けていないようであれば、婚姻費用の請求の申立てを促してはどうかと思われる。

[ 委員 ]

「婚姻費用」という法律用語が大変難しく、調停の際に「婚姻費用」という言葉を出すと、「離婚するのに、また結婚式の費用がいるのか。」また「離婚の費用がいるのか。」という質問を受けることがあった。もう少し分かりやすい言葉の方がよいと思われる。

[ 委員 ]

調停の不成立には、いろいろなパターンがあると思われる。例えば、離婚につい

ては折り合ったが、親権については折り合わないなど、全体のパッケージで全て合意しなければ成立しないのか、あるいは一部でも折り合わなかったときは不成立となるのか、もう少し不成立の場合を具体的に説明してもよいと思う。

[ 委員 ]

どのような展開になるのかが分からない申立ての段階では、一律に最初から具体的な説明は難しいと思う。

[ 委員 ]

いわゆる夫からの暴力、DVなどが、昨今の離婚原因の大きなウエートを占めるのかもしれないが、双方の言い分が食い違うことがよく見受けられる。言葉による暴力を受ける方は暴力、DVだと認識していたけれども、言葉を発する方は、全然そのような認識はないというところで、実際にお互いの言い分が食い違ったときに、どのような調停を行っているのか。あるいは、言い分の真偽をどのように見極めるのか。

[ 委員 ]

どちらの言い分が正しいというような形では調停は行わない。言葉の受け取り方が違うというところから、お互いの夫婦問題を解きほぐしていくのではないかと思う。

[ 委員長 ]

次に、初回の調停期日において、調停委員が両当事者に対して、調停の開始に当たっての説明を行っている。

このような説明を行う理由は、当事者に対して、とにかく自分の言い分をたくさん裁判所に言えば、それを相手方に押し付けてもらえる、あるいは裁判所が決めてくれるというものではなく、話し合いの中で、自分の言い分も相手に伝わるし、相手の言い分も自分に聞かせてもらえるというのが原則であることを理解してもらうことにある。また、裁判所は何でも秘密にしてくれるので、言ったことが相手には伝わらない中で、裁判所が高所的な立場から決めてくれるという期待をしている当事

者や相手の情報は何でも伝えてくれるのが当たり前と思っている当事者もいる。

そのような中で、新しい制度は、当事者双方の主張の違うところを明確にし、それを話し合って自主的に解決するということを理解してもらうこと、更にその話し合いの中で、離婚の当事者だけではなく、子がいる場合には、子のこともきちんと考えて話し合わなければいけないというメッセージを伝えることも目的としている。

そこで、目的としているメッセージがこの説明で伝わっているのか、伝わっていないのか、当事者の立場で聞かされたときに反発を感じることはないか、あるいは、こんなことを言われてもしょうがないと思うことはないかなど、忌憚のない御意見を伺いたい。

[ 委員 ]

今の説明は納得したが、説明されたことを踏まえて、もう少し説明を加えてはどうかと思う点がいくつかある。

一つは、調停委員はどんな人かということである。いろいろな話し合いの場で、要は経験豊富であるということ、「調停委員には、包み隠さず話してください。」というようなメッセージを伝えられるような説明書きになればよいと思われる。

もう一つは、裁判官の関わり方である。当事者に事前配布する資料を見ると、裁判官は立ち合わないことがほとんどであるというようなことが書いてある一方で、記録をコピーして渡すには、裁判官の許可を要するというのも書いてある。つまり、調停委員と裁判官がどれくらい密接にコンタクトを取り合って、一緒になってやっているのかということをもう少し説明した方が、当事者の不安が解消されるのではないかと思われる。

[ 委員 ]

調停委員がどのような立場の方なのか、最初に分かった方が、安心感を持って話ができると思う。

[ 委員 ]

調停委員がどのような方なのかということは、若干気になる。

支部の家裁に行くと、調停委員に地元の名士のような方がおり、調停委員は自分のことを知らないけれど、自分は調停委員のことを知っているという複雑な人間関係ができてやりにくいということを言う当事者もいた。

また、第1回調停期日に行う調停委員の説明は少し長いと思う。聞く方からすると、そこまで集中力が続かない可能性がある。できれば、調停とは何かという説明と、手続的な説明はきちんと分けて、前半のところで、「今の説明で分かりましたか。」あるいは「質問はありませんか。」という確認をして、「分かりました。」ということになれば次に進むという方がよいと思う。

[ 委員 ]

調停委員の2人と話し合うということであるが、依頼した弁護士も一緒に入ることとはあるのか。

[ 委員長 ]

弁護士が代理人として付いている場合は、常に本人と一緒にいることができる。

[ 委員 ]

書類が提出された時点で、「この書類は、このように取り扱うことになる。」などの説明を適宜行っている。

調停委員として、もちろん名前は名のるが、それよりは、どうやって信頼関係を築いていくかということが問題である。一概には言えないが、調停委員が権威的になると、逆に話してもらいにくくなる部分もあるので、むしろ相手は普通のおじさん、普通のおばさんという形の方が、案外話してもらえることもある。

ただ、調停委員の説明を紙にしたものがあれば、当事者にそれを提示して再度読んでもらうことも考えられる。

[ 委員長 ]

これまでの離婚調停における相手方に送付する書類の一式、裁判所職員による窓口説明及び第1回調停期日における調停委員による冒頭説明を踏まえ、全体を通じて御意見があれば伺いたい。

[ 委員 ]

書類としては、相手方に現実に必ず渡される書類、相手から謄写の要求があれば見せる書類及び必ず相手には見せない書類の3種類があると思われるが、どのような書類がこれらに該当するのか一見して分からない。

相手に争点を明確にして確実に伝えるという意味で、いろいろな区別をされたのは非常によいことであると思われる。しかしそれにより、書類がいくつにも分かれて、かえって分かりにくくなったのではないかと思う。

[ 説明者 ]

家事事件手続法において、「申立書」の写しを相手方に送付することとなったが、その際、どのような「申立書」であれば、相手方に送付することに対応できるかを検討した。

これまでの「申立書」では、連絡先や勤務先といった個人情報に掲載されているものがあり、また申立てのいきさつが自由に記載されているものもあったので、それをそのまま相手方に送付した場合に、その後の調停の進行に影響を与えないかどうかを検討した。

その結果、相手方に送付するために特化した「申立書」として、申立てに至ったいきさつなどの事情に当たる部分については、相手方には送ることがない別の書類（「事情説明書」）に記載することで、従来の書式を整理した。

これにより、作成する書類が増えることになるが、書く側が混乱しないよう、書類の後ろの方に書類の扱いに関する注意書きを載せている。

[ 委員 ]

相手方には、「夫婦関係調整調停について」の用紙も一緒に送られるのか、それとも「申立書」の写しだけなのか。

[ 説明者 ]

相手方には、「夫婦関係調整調停について」の用紙も同封して送付する。

[ 委員 ]

「夫婦関係調整調停について」は、申立人には窓口説明の時に渡しており、その後、実際に申立てがあった際、申立人にはもう一度送付し、相手方にも「申立書」の写しと一緒に送付して、当事者双方にこの同じものを読んでもらうようにしている。これには、調停が話し合いの手続であるというようなことは一応書いてはあるが、この説明文書からどれくらい理解してもらえるのかが分からない。恐らく、口頭での説明を聞いて初めてよく分かったという感じではないかと思われる。

[ 委員 ]

問合せ先が最後のところに書いてあるが、聞くことすらよく分からないことがあるので、その辺りを説明できるような方法があるとよいと思われる。

[ 委員長 ]

待合室で待っている間に、調停に関する説明などを行う方法もあると思われる。

[ 委員 ]

控え室で待っている時間は、当事者にとって、考えをまとめる時間や冷静になる時間として必要であると思うが、どこかの場面で調停に対する理解を深めるというところはあった方がよいと思う。

[ 委員長 ]

申立人は、最初の窓口説明で、調停に関していろいろ聞ける。しかし相手方は、相当数の書類が送られて、それらを読んでもある程度は分かるが、読めば読むほど、いろいろな疑問がわいてきて、それに答えてもらいたいと思うことはあるかも知れない。

[ 委員 ]

例えば、相手方に送付する書類の一式を読んで、何を質問したいと思ったかお伺いしたい。

[ 委員 ]

夫婦が別居しており、関係の悪さは理解していたとしても、ある程度は嫌なのだろうなというのは分かっているかと思うが、いきなり「子の親権は私です。」、

「財産は500万円ください。」、「養育費は5万円です。」あと年金までなどと言われると、今まで何年か一緒だったのはどういうことだったのだろうというところから、多分疑問が出てくるのではないかと思う。このように言われたこと自体に対する理解がうまくできないのではないかと思う。

[ 委員 ]

それは裁判所に問い合わせることとは、違うのではないか。

[ 委員 ]

そうではあるが、申立人に事情を聞こうとしても難しいので、裁判所に何か聞きたいことが出てくるのではないか。裁判所の仕事ではないかもしれないが、これから先、自分がどのように対応して行けばよいかというようなことも教示してもらえるとよい。

[ 委員 ]

そのようなことは、弁護士に相談された方がよいのではないか。

[ 委員 ]

「夫婦関係調整調停について」の最後に「弁護士等にご相談ください。」と書いてあるところに、弁護士会の相談センター、あるいは、法テラスの電話番号を記載した「相談窓口一覧」のようなものがあるとよい。

[ 委員長 ]

送付書類に併せて、弁護士会等の電話番号や相談センターのようなものを掲載してほしいという要望はある。また、それを実際に載せている裁判所もある。広島家庭裁判所としては、答えを見いだしてはいないが、そのような掲載について何か意見があれば伺いたい。

[ 委員 ]

弁護士と一緒に調停に入る方が多いということだったが、どのようにしたらよいか分からない場合は、専門職の方に頼りたくなるので、そのような時は、裁判所などに電話して、どういうところがあるかと聞いて紹介してもらうことになるのでは

ないか。

[ 委員 ]

慰謝料などの問題になってくると、法律の専門家である弁護士に相談していただくことになるが、弁護士はどこに依頼したらよいかと尋ねられたら、今は法テラスがあるので、「法テラスというところでご相談されるのも一つの方法です。」と答えている。

[ 委員 ]

法テラスは国が設立した法人である。ただ、財産が少ない人のための機関なので、そこで実際に弁護士を紹介してもらって付けてということになれば、収入が低いということを証明しなければいけない。選任する段階では資力要件に関する切り分けが難しいと思われるので、取りあえず法テラスを案内することでよいと思われる。

[ 委員 ]

以前は、「調停期日通知書」が1枚だけ相手方に送付されていたということか。

[ 説明者 ]

そうである。

[ 委員 ]

今度は、「調停申立書」の写しが添付されることになったということだが、誰から申立てがあり、その内容は別紙のとおりで、あなたの言い分を何月何日までに返信用封筒で送付してくださいという案内文があった方が親切であると思う。

[ 委員 ]

現状は、「初めにお読みください」という書類を1枚付けており、送付した書類の一応の説明はしていると考えている。

[ 委員 ]

今度の取組を行うことで、今までより裁判所側の仕事の量が増えることになると思われる。それによってオーバーフローになり、書類の作成が滞るなどの懸念はないか。

[ 委員 ]

家庭裁判所も新しい時代を迎えることから、事務局としても、家事事件手続法の施行によって手続が遅くなったり、手続が分かりにくくなったりして、国民の皆様に迷惑をかけることがないように、人的態勢を整えるなど十分に配慮しているところである。

[ 委員長 ]

広島家庭裁判所としても、本日の御意見を踏まえ、書類のデザインや文書のスタイル、文字の大きさ等も含め、可能な範囲で改善していきたいと考えている。

その他に何か御意見があれば伺いたい。

[ 委員 ]

「子についての事情説明書」であるが、「監護」という言葉が専門的過ぎるので、もっと優しい言葉に言い換えるとよいと思う。また、申立人用と相手方用が全く同じ質問になっているが、相手方の方はもう少し変えてもよいのではないかと思う。

「事情説明書」については、相手の子についてどのように思っているのかを自由に記載する方式や親の思いがにじみ出るようなものにしてもよいと思う。また、申立人と相手方が同じものである必要はないように思う。

[ 説明者 ]

当事者双方が、子の状況についてそれぞれどのように思っているのか、また子がどちらにいるかは、事案によってそれぞれであり、申立人が子を養育している場合もあれば、相手方が養育している場合もあり、その事情は異なる。また、申立人と相手方に同じものを送付して、同じ観点から意見を聴取することは有益と思われることから、申立人と相手方に同じ「事情説明書」を送付することに意味があると考えている。

[ 委員 ]

「進行に関する照会回答書（相手方用）」に「2 調停での話し合いは円滑に進められると思いますか。」という質問があり、選択肢として「進められると思う。」、

「進められないと思う。」とニュアンスを聞いているが、単に相手が「進められると思う。」と答えれば、調停手続が簡単に進むことぐらいしか分からないので、あえて聞く必要はないと思う。また、「8 調停期日の希望等があれば記入してください。」の欄に「調停は平日しか行われていません。」と記載されているが、時間帯として、例えば、午後5時を過ぎてもできるのかどうなのかが書いていないため、例えば午後7時からでも大丈夫なのかが分からない。

[ 説明者 ]

通常は、午前であれば午前10時から正午ぐらいまで、午後であれば午後1時30分ぐらいから午後4時ぐらいまでの時間帯で調停を行っている。広島家庭裁判所で調停ができる時間帯についての説明文も、再度検討させていただきたい。

[ 委員 ]

「進行に関する照会回答書（相手方用）」の「2 申立人の暴力について記入してください。」の（4）に「来庁時あなたに付き添う人がいますか。」という項目があり、付き添いの人は調停に同席できるのかということをよく質問される。例えば、若い人で親と一緒に来たというときに、事情は親もよく知っているから親と一緒に入りたいというようなこともよく言われる。付き添いの人は、原則として調停には同席できないなどを追記した方がよいと思う。また、調停の機会を狙って待ち伏せをして、調停終了後に付きまとう人がいたので、そのような情報を記載する欄を別途設けるとよいと思う。

4 次回の予定等

(1) テーマ

「少年事件における被害者配慮制度の運用について」をテーマとする。

(2) 期日等

平成25年6月26日（水）午後3時

以 上